

令和4年3月14日付で、近畿厚生局の認可通知(近厚発0314第54号)がありましたので、以下のとおり公示します。

記

- 1 規約第43条(組合員の範囲)を新設する。
- 2 傷病手当金などに関して、令和4年1月1日で、改正健康保険法が施行され、村田製作所健康保険組合では法改正どおり対応するが、当健康保険組合の規約関連条文(条文番号等)を改めている。

第58条(傷病手当金付加金)

第59条(延長傷病手当金付加金)

以上

村田製作所健康保険組合

理事長 戸井 孝則

(公印省略)